

○公正取引委員会規則第 号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七十六条第一項及び第八十八条の二の規定に基づき、公正取引委員会の審査に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年 月 日

公正取引委員会委員長 杉本 和行

公正取引委員会の審査に関する規則の一部を改正する規則

公正取引委員会の審査に関する規則（平成十七年公正取引委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに

対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	目次 第二章 「略」 第一節 審査一般（第七条―第二十三条） 第一節の二 特定通信の内容を記録した物件の取扱い等（第二十三条の二―第二十三条の五） 第一節の二 特定通信の内容を記録した物件の取扱い等 （特定通信の内容を記録した物件の取扱い） 第二十三条の二 審査官は、法第四十七条第二項の規定に基づいて同条第一項第三号の規定により帳簿書類その他の物件の提出を命ずる場合（法第七条の四又は第七条の五の規定による課徴金の減免の対象とされている法第七条の二第一項（法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する違反行為（次条第一項第三号において「課徴金減免対象違反行為」という。）の疑いのある行為（以下「課徴金減免対象被疑行為」という。）に係る事件について命ずる場合に限る。）において、物件の所持者（課徴金減免対象被疑行為をした事業者（課徴金減免対象被疑行為が法第八条の三において読み替えて準用する法第七条の二第一項に規定する違反行為に係るものであるときは、当該行為をした事業者団体の構成事業者。以下同じ。）又はその役員若しくは従業員に限る。）から文書で当該物件が課徴金減免対象被疑行為に関する法的意見について当該事業者と弁護士（弁護士法人を含み、当該事業者から独立して法律事務を行う場合に限る。）との間で秘密に行われた通信（以下「特定通信」という。）の内容を記録したものである旨の申出及び次条の取扱いの求めがあつた場合であつて、当該物件に特定通信の内容を記録したものである旨が表示され、当該物件が特定の保管場所（当該事業者において弁護士に対する相談の事務を取り扱う部署又は役員若しくは従業員の
改正前	目次 第二章 「同上」 第一節 審査一般（第七条―第二十三条） 「節を加える。」 「条を加える。」

管理する場所に限る。次条第一項第五号において同じ。）に当該物件以外の物件と区別して保管されていると外形上認めるときは、当該物件に封を施した上で提出を命じ、留め置くものとする。

2|| 前項の求めに係る事業者（以下「特定行為者」という。）は、特別の事情がある場合を除き、前項の提出を命じられた日から二週間以内に、前項の規定により留め置かれた物件（以下「特定物件」という。）について、標題、作成日又は取得日、特定通信をした者、特定通信の内容を知る者、保管場所、概要その他必要な事項を特定通信ごとに記載した文書（次条第一項第六号において「概要文書」という。）を委員会に提出しなければならない。

（特定物件の取扱い）

第二十三条の三 特定物件について、次の各号のいずれも満たすことが確認された場合には、留置の必要がなくなつたものとして、事件の終結を待たないで、これを還付するものとする。

一|| 特定通信の内容を記録したものであること。

二|| 特定通信の内容の基礎となる事実その他の特定通信の内容に当たらない内容を記録したものが含まれていないこと又は当該特定通信の内容に当たらない内容を記録したものが含まれている場合に特定行為者が当該内容と同一の内容のものを委員会に提出又は報告したこと。

三|| 課徴金減免対象違反行為を行うこと若しくは行うことを容易にすること又は検査を妨害することその他違法な行為を行うことに關する内容を記録したものでないこと。

四|| 特定物件の表面その他の見やすい箇所に特定通信の内容を記録したものである旨が表示されていること。

五|| 前号に規定する表示がされていることのほか、特定物件が特定の保管場所に特定物件以外の物件と外形上区別して保管され、特定通信の内容を知る者の範囲についてその内容の秘密を保持するための措置が講じられていることにより、適切に保管されていること。

「条を加える。」

六 概要文書の記載に誤りがないこと。

2 前条第一項の課徴金減免対象被疑行為に係る事件の調査に従事する職員は、当該事件に係る特定物件（前項第二号の規定により提出又は報告されたものに対応するものを除く。）について、前項の確認が行われている間及び同項各号のいずれも満たすことが確認されたときは、これを閲覧せず、又は謄写しないものとする。

（特定物件の確認の手続）

第二十三条の四 前条第一項の確認は、事務総局官房の職員のうち委員会が課徴金減免対象被疑行為に係る事件ごとに指定する職員（以下この条及び次条において「判別官」という。）が行う。

2 委員会は、第二十三条の二第一項の課徴金減免対象被疑行為に係る事件について当該事件の調査に関する事務に従事したことのある職員を判別官として指定しないものとし、当該事件において判別官の指定を受けたことのある職員を当該事件の調査に従事させないものとする。

3 判別官は、前条第一項の確認を行うために必要があると認めるときは、特定行為者に対し、資料の提出その他の必要な協力を求めるものとする。

4 判別官は、特定物件が前条第一項各号のいずれも満たすことを確認した場合には、その旨を特定行為者に通知するものとする。

5 判別官は、特定物件が前条第一項各号のいずれかを満たさないことを確認した場合には、その旨及びその理由を特定行為者に通知するものとする。

（特定物件についての閲覧及び謄写）

第二十三条の五 第十八条の規定は、特定物件の閲覧及び謄写について準用する。この場合において、同条第一項中「事件の審査」とあるのは、「事件の審査又は判別官の確認」と読み替えるものとする。

「条を加える。」

「条を加える。」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	(文書のファクシミリによる提出) 第三十条 「略」 一 「略」 二 第二十三の二条第一項の申出及び求めを記載した文書 三 「略」 四 「略」 五 「略」	(文書のファクシミリによる提出) 第三十条 「同上」 一 「同上」 二 「号を加える。」 三 「同上」 四 「同上」 五 「同上」

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第四十五号）の施行の日（令和二年 月 日）から施行する。

（特定通信の内容を記録した物件の取扱い等に関する経過措置）

- 2 この規則による改正後の公正取引委員会の審査に関する規則第一節の二の規定は、この規則の施行日前に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十七条第一項第四号に掲げる処分が行われた事件については、適用しない。